

別紙 1（様式第 1 号関係）

移住支援金及び地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岩手県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び紫波町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び紫波町U・I ターン促進事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金又は地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金又は地方就職支援金の申請日から 3 年未満に紫波町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額（ただし、地方就職支援金に関しては、退職から 3 カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合は返還対象から除く）
 - （4）岩手県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金又は地方就職支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に紫波町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される紫波町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。